

(証券コード 2215)  
2021年3月11日

株 主 各 位

東京都小平市小川東町三丁目6番1号  
**中一屋製パン株式会社**  
代表取締役社長 細 貝 正 統

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げますと共に、株主様の健康状態によらずご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願いいたします。

なお、書面またはインターネットによる議決権行使の方法は、3頁から4頁までに記載のとおりですので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月29日（月曜日）午後6時まで議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都小平市小川東町三丁目6番1号  
当社小平工場会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項  
1.第79期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに  
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2.第79期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiichipan.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。  
なお、上記書類は、本招集ご通知に添付した他の書類と共に、会計監査人または監査役の監査対象となっております。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正後の内容を掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

#### <当社の対応について>

- ◎ 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。
- ◎ 株主総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年に比べ大幅に減少します。そのため、当日ご来場いただきましても入場をお断りせざるを得ない場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ 例年株主総会終了後に実施しております株主懇談会の開催は中止します。

#### <株主様へのお願い>

- ◎ 感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席につき、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ◎ 感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面・インターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。
- ◎ ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と会場受付付近にて手指のアルコール消毒をお願い申し上げます。また、入場前に検温をお願いし、発熱が認められる方、体調不良と思われる方の入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiichipan.co.jp/>）にてお知らせいたします。

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2021年3月29日(月曜日) 午後6時必着



### インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマート行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

**行使期限** 2021年3月29日(月曜日) 午後6時まで

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2021年3月30日(火曜日) 午前10時

### ❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



## インターネットによる議決権行使のご案内

# 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権  
行使期限

2021年3月29日(月曜日)  
午後6時まで

### 3. パスワードの入力

\*\*\* パスワード認証 \*\*\*

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクを
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード:  ソフトウェアキーボード

クリック →

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内にしたがって  
賛否をご入力ください。

### 1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

こちらは、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】

クリック

ご利用のお届出の確定手続きは、ご利用の開始前に行っているため、すでに登録済みのメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望する場合は、お手元の議決権行使書用紙に記載されている「お問い合わせ先」までご連絡ください。

「次へすすむ」をクリック

### 2. ログインする

\*\*\* ログイン \*\*\*

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。ご不明な場合は、お手元の議決権行使書用紙に記載されている「お問い合わせ先」までご連絡ください。

議決権行使コード:

クリック →

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ  
三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート(専用ダイヤル)

0120-652-031

(受付時間 9:00 ~ 21:00)

(添付書類)

# 事業報告

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年1月1日～2020年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことによる経済活動の停滞が続く中、感染拡大防止策及び各種政策が講じられ、一時的に個人消費の回復の兆しがみられました。

しかしながら、第3波の感染拡大に歯止めをかけることができず、急速に悪化した景気の回復に向けた動きは再び鈍化し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、リモートワークや必要不可欠ではない外出を控えて自宅で過ごす「おうち時間」の充実等の「新しい生活様式」が定着することに伴い消費者の需要に変化が表われたことは、営業活動に大きな影響を与えました。

また、依然として低価格化競争や人手不足、原材料価格と物流費の上昇といった深刻な問題が山積しているなどの厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当グループでは基本方針として、「キモチとチカラを合わせる」、「NBを磨き、新しい価値にチャレンジする」を掲げ、食事パンをはじめとする既存の自社ブランド（NB）商品の育成と確立を強化すると共に、積極的に新しい技術を習得し、新領域の商品群（ロングライフ商品のパン、OEM商品の冷凍ケーキ、冷凍ピザ生地など）の拡充に取り組みました。

また、全工場でJFS-B規格（一般財団法人食品安全マネジメント協会が作成した規格）を取得し、今後は、FSSC22000（食品安全マネジメントシステムに関する国際規格）の取得を目指してまいります。

売上高では、主軸であるテレビアニメキャラクターの商品が新シリーズの放映開始やキャンペーンの効果により、年初から好調に推移し、年間を通じて前年を上回る結果となりました。

一方、プライベートブランド（PB）商品及び業務用食材パンにおいては、コロナ禍におけるコンビニエンスストアや外食産業の来客数減少により、大幅な売上減少を余儀なくされました。

また、同業他社との競合が一層厳しくなっているNB商品では、フードロス対策の観点から特売の機会を得られない状況が続き、低調に推移しました。

なお、新領域では、必要な製造設備を充実させ、さらなる生産量の増加を図っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は24,021百万円で、前連結会計年度比729百万円の減収（2.9%減）、営業損益は、原材料費の効率的運用による抑制、販売管理費では物流コストの低減に努めましたが、売上の減少影響により、462百万円の損失(前連結会計年度は557百万円の営業損失)、経常損益は、賃貸収入など営業外収益241百万円、支払利息など営業外費用132百万円を計上した結果354百万円の損失(前連結会計年度は507百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損益は、投資有価証券売却による特別利益51百万円、減損損失による特別損失18百万円を計上した結果368百万円の損失(前連結会計年度は551百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

当期の業績につきましては、前述のとおり、誠に遺憾ながら損失計上のやむなきにいたりましたため、配当金につきましては誠に申し訳ありませんが、無配とさせていただきます。

## (2) 部門別売上の状況

部 門 別	売 上 高	構 成 比
パ ン 部 門	17,656 百万円	73.5 %
和 洋 菓 子 部 門	3,586	14.9
そ の 他	2,778	11.6
合 計	24,021	100.0

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は564百万円であり、その主なものは和洋菓子部門の生産設備の新設であります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

### (5) 対処すべき課題

当グループでは、2020年度の基本方針であった「NBを磨き、新しい価値にチャレンジする」から次の段階に上がるため、2021年度の基本方針を「NBを磨き、新しい価値を創る」としました。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞により、消費者の低価格志向や人手不足に拍車がかかるなどの非常に厳しい経営環境に加えて、原材料価格及び物流費の変動等による不透明な市場環境が続くものと予想されますが、当グループでは、全社一丸となって収益回復に向けて取り組んでまいります。

当連結会計年度は、コロナ禍における厳しい外部環境により、財務目標を達成することができませんでした。当グループの顔であるNB商品については、定番商品の育成や新しい販路の開拓などによる売上確保を強化してまいります。PB商品については、コンビニエンスストア専用の商品開発プロジェクトを立ち上げるほか、販路の拡充を図ります。

また、パウンドケーキやクッキーなどのロングライフ商品や冷凍ケーキ、冷凍ピザ生地などの新領域では、さらなる商品群の拡充に取り組み、それらの開発にあたって習得する技術や知識を蓄積し、価値のある製品を創り出していくことにより、厳しい経営環境の中でも耐えられる収益基盤の構築や企業の安定性の確保を目指してまいります。

株主の皆様におかれましても、今後共格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2017年1月1日から 2017年12月31日まで)	第77期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	第78期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第79期(当連結会計年度) (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)
売 上 高 (百 万 円)	26,602	25,145	24,751	24,021
親会社株主に帰属する当期純利益 (百 万 円)	57	△531	△551	△368
1 株当たり当期純利益 (円)	8.26	△76.82	△79.63	△53.18
総 資 産 (百 万 円)	20,015	19,470	18,583	18,537
純 資 産 (百 万 円)	9,385	8,949	8,413	8,178

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 2017年7月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
スリースター製菓株式会社	99百万円	100%	クッキー及び菓子類その他食品の製造並びに販売
株式会社ベーカリープチ	80百万円	100% (18.75%)	パン、菓子類の製造並びに販売
株式会社ファースト・ロジスティックス	50百万円	100%	貨物自動車運送並びに自動車運送取扱

(注) ( ) は間接所有の内数です。

## (8) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事 業		事 業 内 容
食 品 事 業	パ ン 部 門	各種食パン・菓子パン等
	和 洋 菓 子 部 門	各種和菓子・ケーキ・蒸しパン等
	そ の 他	各種クッキー・菓子類・貨物自動車運送・自動車運送等



### (9) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)

#### ① 当 社

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工 場 横浜工場 (神奈川県) 高崎工場 (群馬県) 金町工場 (埼玉県)  
大阪空港工場 (大阪府) 小平工場 (東京都)
- ・営業所 新潟営業所 (新潟県) 長野営業所 (長野県) 岡山営業所 (岡山県)  
名古屋営業所 (愛知県)

#### ② 子会社

##### スリースター製菓株式会社

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工 場 高崎工場 (群馬県)

##### 株式会社ベーカリープチ

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工 場 横浜セントラル工場 (神奈川県)

##### 株式会社ファースト・ロジスティックス

- ・本 社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・営業所 小平営業所 (東京都) 金町営業所 (埼玉県) 横浜営業所 (神奈川県)  
高崎営業所 (群馬県) 大阪営業所 (大阪府)

### (10) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	前期末比
902名	3名増

### (11) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,645百万円
三井住友信託銀行株式会社	623百万円
株式会社三井住友銀行	400百万円
株式会社りそな銀行	72百万円

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度（2020年1月1日～2020年12月31日）において、営業損失727百万円、経常損失423百万円、当期純損失369百万円を計上しました。また連結業績においても当連結会計年度（2020年1月1日～2020年12月31日）において、営業損失462百万円、経常損失354百万円、親会社株主に帰属する当期純損失368百万円を計上しました。この結果、連結計算書類及び個別計算書類共に、継続して営業損失を計上しております。さらに、連結計算書類において、2期連続経常損失を計上したことにより、以下に示す貸出コミットメントラインに関して財務制限条項に抵触している状況にあります。このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかしながら、以下の資金面を中心とした手当及び改善策の実施により、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性はないものと判断しております。

連結での営業キャッシュ・フローはプラスであり、資金面においては、2019年12月26日に主力行の株式会社みずほ銀行と他の参加行の合意を得て総貸付極度額22億円のコミットメントライン契約を締結いたしました（コミットメント期間：2019年12月30日から2022年12月30日）。なお、財務制限条項は以下のとおりです。

- ①2019年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②2019年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社は、上記②について、財務制限条項に抵触している状況にありますが、従来より、主要取引銀行及びコミットメントライン参加行に対して、業績の回復に向けた施策を説明し、理解も得られ、良好な関係を築いております。現コミットメントラインの継続使用についても2021年2月9日に参加行の書面による承諾を得ていることから資金面での手当ができており、当面の資金状況は安定的に推移する見通しです。

これらにより、主要取引銀行及びコミットメントライン参加行の支援体制も十分に確保できております。

また、売上面につきましては、2019年3月に発売した食事パンブランド「emini」を中心に定番性のあるNB商品の開発を磨くとともに、当社の強みであるキャラクター商品に注力し売上の増大を図ってまいります。また、グループ内のリソースを活かし、ロングライフ商品・冷凍品のジャンル、具体的には焼菓子や冷凍ケーキ、冷凍生地等の非日配商品群の開発に注力し、新たな売上の上乘せを図ってまいります。

生産面につきましては、DPS（Daiichi-pan Production System：第一パン生産方式）活動の継続による品質の安定化と生産効率の改善、並びに新規投資を行うことで生産性を上げ、上昇を続ける労務費等の削減を図ってまいります。

販売管理費の管理面につきましては、人件費・配送費も含めたあらゆる経費の見直しを行いコスト抑制に繋げてまいります。

今後、原材料の調達価格や労務費・人件費・配送費の上昇等、厳しい環境が見込まれますが、これらの施策により、翌期の連結経常利益の黒字化を目指してまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 6,923,659株 (自己株式6,241株を除く。)  
 (3) 株主数 12,089名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 田 通 商 株 式 会 社	2,314千株	33.43%
MF 資 産 管 理 合 同 会 社	300	4.33
細 貝 理 栄	294	4.25
細 貝 隆 志	282	4.08
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	237	3.44
昭 和 産 業 株 式 会 社	145	2.10
日 本 製 粉 株 式 会 社	142	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	113	1.63
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	94	1.36
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	92	1.33

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(6,241株) を控除して計算しております。  
 2. 細貝理栄氏の持株数、持株比率には、第一屋製パングループ役員持株会の自己持分数を含んでおりま  
 す。

### 3. 会社役員に関する事項（2020年12月31日現在）

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	細 貝 理 栄	
代表取締役社長	細 貝 正 統	スリースター製菓株式会社代表取締役社長 株式会社ベーカリープチ代表取締役専務 MF資産管理合同会社代表社員
取締役	結 城 義 晴	株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役
取締役	服 部 治 行	豊田通商株式会社食料・生活産業本部COO イセ食品株式会社取締役
取締役	平 田 雅 史	豊田通商株式会社食食品事業部長 中部食糧株式会社取締役
取締役	小 山 一 郎	スリースター製菓株式会社取締役 株式会社ファースト・ロジスティックス取締役
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役 株式会社ベーカリープチ監査役
監査役	田 櫓 孝 次	田櫓公認会計士・税理士事務所代表 エンパイヤ自動車株式会社監査役
監査役	伊 藤 弘	豊通食料株式会社取締役コーポレート本部長 クレードル食品株式会社監査役
監査役	福 井 孝 之	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役 株式会社ベーカリープチ監査役

- (注) 1. 小野塚千秋氏は、2020年3月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任し、同日付をもって平田雅史、小山一郎の両氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
2. 大島 誠氏は、2020年3月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任し、同日付をもって家城 裕氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
3. 重要な兼職の異動状況について  
 ・取締役服部治行氏は、2020年6月26日付で豊通グリーンホールディングス株式会社代表取締役社長を辞任しました。  
 ・取締役平田雅史氏は、2020年4月1日付で豊田通商株式会社食食品事業部長及び中部食糧株式会社取締役役に就任しました。
4. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位の異動について  
 ・代表取締役会長細貝理栄氏は、2020年12月31日付で代表取締役の地位のみを辞任し、2021年1月1日付にて代表権を有しない取締役会長に就任しました。  
 ・取締役小山一郎氏は、2021年1月1日付で取締役副社長に就任しました。
5. 取締役結城義晴、服部治行及び平田雅史の3氏は、社外取締役であります。
6. 常勤監査役家城 裕、監査役田櫓孝次及び伊藤 弘の3氏は、社外監査役であります。
7. 取締役結城義晴及び監査役田櫓孝次の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 監査役田櫓孝次氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役伊藤 弘氏は、財務部門での経験及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 38,814千円 (うち社外取締役 1名 4,800千円)

監査役 4名 13,500千円 (うち社外監査役 3名 10,800千円)

- (注) 1. 社外監査役2名は子会社から2,400千円の報酬を受けております。  
2. 社外取締役3名及び社外監査役1名は無報酬であり、上記取締役及び監査役の員数には含めておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の兼職その他の状況

区 分	氏 名	兼職その他の状況
取 締 役	結 城 義 晴	株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役
取 締 役	服 部 治 行	豊田通商株式会社食料・生活産業本部COO イセ食品株式会社取締役
取 締 役	平 田 雅 史	豊田通商株式会社食品事業部長 中部食糧株式会社取締役
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役 株式会社ペーカリープチ監査役
監 査 役	田 櫓 孝 次	田櫓公認会計士・税理士事務所代表 エンパイヤ自動車株式会社監査役
監 査 役	伊 藤 弘	豊通食料株式会社取締役コーポレート本部長 クレードル食品株式会社監査役

- (注) 1. 取締役服部治行及び平田雅史の両氏の兼職先である豊田通商株式会社は、当社との間に原材料の売買に係る取引関係があります。また、同社は、当社株数2,314千株（議決権比率33.43%）を有する大株主であります。  
2. 常勤監査役家城 裕氏の兼職先であるスリースター製菓株式会社、株式会社ファースト・ロジスティックス及び株式会社ペーカリープチは、当社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況
取 締 役	結 城 義 晴	取締役会：全14回に出席	企業の経営及び流通業界全般にわたる豊富な知見に基づき、当社の経営全般に対して的確な発言を行っております。
取 締 役	服 部 治 行	取締役会：14回中13回出席	食料事業に携わってきた豊富な経験と見識を活かして、当社の経営全般に対して的確な発言を行っております。
取 締 役	平 田 雅 史	取締役会：10回中9回出席	食料事業に携わってきた豊富な経験と専門的な見地から、積極的に意見表明及び提言を行っております。
常勤監査役	家 城 裕	取締役会：全10回に出席 監査役会：全9回に出席	常勤監査役として監査役を取りまとめると共に、取締役会及び社内の重要な会議への出席、工場等の往査等を行い、的確な発言を行っております。
監 査 役	田 櫛 孝 次	取締役会：14回中12回出席 監査役会：全13回に出席	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、積極的に意見表明及び提言を行っております。
監 査 役	伊 藤 弘	取締役会：14回中11回出席 監査役会：13回中12回出席	経理・財務等の管理全般にわたる幅広い見識と豊富な経験に基づく的確な発言を行っております。

(注) 取締役平田雅史及び常勤監査役家城 裕の両氏につきましては、2020年3月27日就任後の状況を記載しております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,800千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	41,800千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性を確認し、算出根拠や算出内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬額等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 2020年4月に前事業年度に係る追加分5,984千円を支払っております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は取締役会の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該事案を株主総会に提出します。



## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に係る状況の概要

当グループは、「おいしさに まごころこめて」という基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を実行するため、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、「内部統制システムの基本方針」を定めております。

その内容は次のとおりであります。

### (1) 当社及び当社子会社（以下「当グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当グループは、「第一パングループ行動指針」を定め、代表取締役社長をはじめとする取締役・本部長・部長・工場長等が、繰り返しその精神を当グループの従業員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

② 当社は、最高コンプライアンス責任者を代表取締役社長とし、当グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

また、最高コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各事業部門固有のコンプライアンスリスクを分析して当グループにおけるコンプライアンスに係る諸施策を継続して実施すると共に、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を適宜取締役会に報告する。

③ 企業を取巻く各種のリスクに迅速かつ的確に対処するため、当グループの取締役及び従業員は、「内部通報専用ホットライン」をもって直接報告することを可能とする。

なお、報告・通報を受けたコーポレート本部は、その内容を調査し、コンプライアンス委員会に報告する。

④ 取締役及び従業員の法令・定款違反について、コーポレート本部から報告を受けたコンプライアンス委員会は、人事委員会の諮問を受ける。また、代表取締役社長は、重要性に応じて取締役会に報告する。

⑤ 当グループは、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たないこととし、社内研修等を通じてその趣旨を当グループの取締役及び従業員に周知徹底する。

なお、反社会的勢力に関する諸対応は、コーポレート本部が所管し、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟して情報収集に努めるほか、積極的に警察や弁護士等の外部機関との連携を図り、反社会的勢力との取引等の未然防止に努める。

## (2) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、その責任者をコーポレート本部長とし、情報管理に関する基本方針のもと、文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録して保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書を随時閲覧できるものとする。

## (3) 当グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、コーポレート本部長を当グループの損失の危険を含むリスクに関する統括責任者とし、コーポレート本部において当グループ全体のリスクを総括のうえ管理する。  
また、各リスクにそれぞれ関係する部署は、「本部長会議規則」に基づき、当グループのリスク管理の状況をコーポレート本部長に報告する。
- ② コーポレート本部長は、「取締役会規則」に基づき、半期毎に取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、当グループ各社毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にコーポレート本部長及び取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、必要に応じて改善策を審議・決定する。

## (4) 当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、以下の事項を実施します。

- ① 職務権限・意思決定ルールの方策
- ② 役員を含めた本部長による定例会議を原則、週1回開催
- ③ 取締役会による当グループの中期経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 取締役会による当グループの月次業績の検証及び改善策の実施

## (5) 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当グループにおける業務の適正を確保するため、内部統制に関する担当部門を当社コーポレート本部とし、当社と子会社各社との間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる仕組みを含む体制を構築・運営する。
- ② 当グループ各社の代表取締役社長をはじめとする取締役は、各部門における業務執行の適正を確保するため、内部統制の確立と運用の権限及び責任を有する。

- ③ 当社の監査役室及び監査室は、当グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社コーポレート本部長及び担当部門の責任者に報告します。報告を受けたコーポレート本部長及び担当部門の責任者は、必要に応じて内部統制にかかる改善策を指導し、実施にあたっての支援・助言を行う。

また、監査役は、会計監査人との緊密な連携により、財務の適正を確保する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員（以下「監査役スタッフ」という。）を置くことを求めた場合における当該監査役スタッフに関する事項**

当社は、監査役から要望があった場合は、「監査役監査基準」に基づき、速やかに監査役の職務を補助するための人員として監査役スタッフを設置する。

**(7) 監査役スタッフの取締役からの独立性及び当該監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役スタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事権に係る事項の決定においては、常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

**(8) 当社の監査役に報告するための体制**

- ① 当社は、監査役会と協議のうえ、監査役会に報告すべき事項を定める規定を制定し、取締役は、次の事項を報告することとする。
- イ. 会議で決議された重要な事項
  - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
  - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ホ. 重大な法令・定款違反
  - ヘ. 「内部通報専用ホットライン」の通報状況及び内容
  - ト. その他コンプライアンス上の重要な事項
- ② 当グループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。
- ③ 当社は、当社の監査役に報告した当グループの取締役及び従業員が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがない体制を整え、その旨を当グループの取締役及び従業員に周知徹底する。

**(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**

当社は、当社の監査役からその職務の執行にかかる費用の前払いまたは償還の請求をされたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行上必要ではないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

**(10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役は、監査役会に対して、業務執行状況を報告する機会を設けるなどして、監査役と定期的に意見交換を行うものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保するため、重要な業務執行にかかる会議に対する監査役の出席を確保する。
- ③ 当社は、監査役が独自に弁護士との顧問契約を締結すること、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を確保する。

当社は、以上の方針に基づき、当事業年度中における内部統制システムに関する整備・運用状況に関する評価を実施し、本システムが適切に整備・運用されていることを取締役会において確認しました。

その概要は次のとおりであります。

- ・当グループの内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社の監査室が内部監査計画に基づき当グループ各社の内部監査を実施し、本システムの実効性を確保しております。
- ・当社は、定期的で開催されるコンプライアンス委員会において報告されるリスク管理の状況について、全社的な情報共有に努めております。なお、これらの管理状況及び取り組みについては、年に2回取締役会に報告しており、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。  
また、「内部通報専用ホットライン」を設置し、当グループ各社に開放することでコンプライアンスの実効性の向上を図っております。
- ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うと共に、当社代表取締役社長をはじめとする取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換や情報交換の実施などで連携を図ることにより、監査の実効性を確保しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,860,024</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,409,888</b>
現金及び預金	1,920,111	支払手形及び買掛金	993,120
受取手形及び売掛金	3,281,474	短期借入金	3,533,200
商品及び製品	56,789	1年内償還予定の社債	188,520
仕掛品	28,102	リース債務	74,792
原材料及び貯蔵品	379,409	未払消費税等	35,323
未収入金	72,875	未払費用	1,224,661
その他	152,026	未払法人税等	68,511
貸倒引当金	△30,765	賞与引当金	49,890
<b>固定資産</b>	<b>12,677,847</b>	その他	241,868
<b>有形固定資産</b>	<b>8,024,625</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,949,836</b>
建物及び構築物	2,329,968	社債	175,030
機械装置及び運搬具	2,801,661	長期借入金	208,700
工具器具及び備品	158,065	リース債務	157,121
土地	2,468,141	繰延税金負債	851,852
リース資産	266,528	退職給付に係る負債	2,210,262
建設仮勘定	260	長期預り金	207,422
<b>無形固定資産</b>	<b>72,621</b>	資産除去債務	113,581
借地権	16,020	その他	25,866
ソフトウェア	41,537	<b>負債合計</b>	<b>10,359,724</b>
電話加入権	14,655	<b>(純資産の部)</b>	
その他	407	<b>株主資本</b>	<b>7,562,269</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,580,600</b>	資本金	3,305,567
投資有価証券	1,351,600	資本剰余金	3,658,571
賃貸固定資産	3,165,191	利益剰余金	607,642
その他	63,808	自己株式	△9,512
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>615,878</b>
		その他有価証券評価差額金	622,059
		退職給付に係る調整累計額	△6,180
		<b>純資産合計</b>	<b>8,178,147</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,537,872</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,537,872</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		24,021,886
売上原価		17,576,984
売上総利益		6,444,901
販売費及び一般管理費		6,907,507
営業外損失		462,605
営業外収入		
受取利息及び受取配当金	26,035	
賃貸の収入	161,604	
その他の収入	53,467	241,107
営業外費用		
支払利息	31,762	
賃貸費用	42,955	
固定資産処分損	23,275	
解体撤去費用	19,224	
その他の費用	15,364	132,581
経常損失		354,079
特別利益		
投資有価証券売却益	51,913	51,913
特別損失		
減損損失	18,325	18,325
税金等調整前当期純損失		320,491
法人税、住民税及び事業税	46,994	
法人税等調整額	732	47,726
当期純損失		368,217
親会社株主に帰属する当期純損失		368,217

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,353,839</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,930,653</b>
現金及び預金	1,601,408	買掛金	1,048,204
売掛金	3,118,421	短期借入金	3,233,200
商品及び製品	54,428	リース債	30,802
仕掛品	1,540	1年内償還予定の社債	130,000
材料及び貯蔵品	326,107	未払金	49,069
前渡金	30,070	未払費用	1,179,086
前払費用	46,292	未払法人税等	56,178
未収入金	107,694	預り金	166,710
その他	67,876	賞与引当金	37,400
<b>固定資産</b>	<b>12,100,073</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,615,573</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,174,221</b>	社債	30,000
建物	1,918,586	長期借入金	208,700
構築物	106,160	リース債	85,481
機械及び装置	2,376,386	繰延税金負債	851,852
車両運搬具	8,808	退職給付引当金	2,092,668
工具器具及び備品	136,673	長期預り金	207,422
リース資産	159,464	資産除去債務	113,581
土地	2,468,141	その他	25,866
<b>無形固定資産</b>	<b>71,580</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,546,226</b>
借地権	16,020	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	40,930	<b>株主資本</b>	<b>7,285,627</b>
電話加入権	14,221	資本金	3,305,567
その他	407	資本剰余金	3,659,105
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,854,272</b>	資本準備金	3,659,105
投資有価証券	1,351,600	利益剰余金	330,466
関係会社株式	288,714	利益準備金	600,600
長期前払費用	12,428	その他利益剰余金	△270,133
貸貸固定資産	3,165,191	固定資産圧縮積立金	1,303,373
その他	36,337	繰越利益剰余金	△1,573,506
		自己株式	△9,512
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>622,059</b>
		その他有価証券評価差額金	622,059
		<b>純資産合計</b>	<b>7,907,686</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,453,912</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,453,912</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,716,739
売上原価	16,759,344
売上総利益	5,957,395
販売費及び一般管理費	6,685,359
営業外損失	727,964
営業外収入	
受取利息及び受取配当金	75,533
賃貸収入	238,912
雑収入	117,458
営業外費用	
支払利息	29,077
賃貸費用	53,276
固定資産処分損	17,010
解体撤去費用	15,777
雑損失	12,777
経常損失	423,980
特別利益	
投資有価証券売却益	51,913
税引前当期純損失	372,066
法人税、住民税及び事業税	△2,353
法人税等調整額	△424
当期純損失	369,288

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

第一屋製パン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下田 琢 磨 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 沢 琢 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

第一屋製パン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下田 琢磨 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社から取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

第一屋製パン株式会社 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 家 城 裕 次 ㊟  
社外監査役 田 樽 孝 ㊟  
社外監査役 伊 藤 弘 ㊟  
監 査 役 福 井 孝 之 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	ほそ かい まさ のり 細 貝 正 統 (1975年5月2日生)	1998年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年10月 当社入社 2007年1月 当社管理本部長付兼経営改善プロジェクトリーダー 2007年3月 当社執行役員経営改善プロジェクトリーダー 2007年12月 当社執行役員経営企画室長兼経営改善プロジェクトリーダー 2009年3月 当社取締役経営企画室長兼経営改善プロジェクトリーダー 2010年3月 当社常務取締役管理本部長 2011年1月 当社常務取締役営業本部長 2011年3月 株式会社ベーカーリープチ代表取締役専務 現在に至る 2013年1月 当社常務取締役コーポレート本部長兼経理部長 2013年12月 スリースター製菓株式会社取締役 2014年1月 同社代表取締役社長 現在に至る 2015年1月 当社常務取締役社長特命事項担当 2018年7月 MF資産管理合同会社代表社員 現在に至る 2019年1月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) スリースター製菓株式会社代表取締役社長 株式会社ベーカーリープチ代表取締役専務 MF資産管理合同会社代表社員	36,630株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社及び子会社であるスリースター製菓株式会社それぞれの代表取締役社長を務めるなど、当グループの経営の中核を担っており、その貢献度は高いものであります。経営者としての経験及び実績は、さらなる当社の企業価値向上に役立つものであると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	ほそ かい まさ ひで 細 貝 理 栄 (1944年6月2日生)	1967年4月 当社入社 1975年1月 当社横浜工場長 1977年3月 当社取締役横浜工場長 1977年11月 当社取締役社長補佐 1979年3月 当社代表取締役専務 1985年3月 当社代表取締役社長 1999年3月 スリースター製菓株式会社代表取締役 会長 2014年1月 当社代表取締役会長 2021年1月 当社取締役会長 現在に至る	294,092株
【取締役候補者とした理由】 経営者としての経験及び実績、誠実な職務遂行に必要な知見及び監督能力は、さらなる当社の企業 価値向上に役立つものであると判断し、引き続き取締役候補者としました。			
3	こ やま いち ろう 小 山 一 郎 (1970年10月28日生)	1993年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会 社）入社 2012年4月 豊田通商株式会社食品部製菓原料グル ープリーダー 2015年4月 同社大阪食料部大阪食糧グループリー ダー 2018年4月 同社大阪食料部長 2020年3月 当社社長付 2020年3月 当社取締役 2020年3月 スリースター製菓株式会社取締役 現在に至る 2020年3月 株式会社ファースト・ロジスティック ス取締役 現在に至る 2021年1月 当社取締役副社長 現在に至る (重要な兼職の状況) スリースター製菓株式会社取締役 株式会社ファースト・ロジスティックス取締役	一株
【取締役候補者とした理由】 食料事業に携わってきた豊富な経験と見識は、さらなる当社の経営体制強化に役立つものであると 判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	ゆう き よし はる 結 城 義 晴 (1952年9月2日生)	1977年4月 株式会社商業界 入社 1989年1月 同社食品商業編集長 1996年8月 同社取締役編集担当 2002年8月 同社専務取締役編集統括 2003年8月 同社代表取締役社長 2008年2月 株式会社商人舎設立、同社代表取締役社長 現在に至る 2008年6月 株式会社True Data取締役 現在に至る 2009年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授 2015年3月 当社取締役 現在に至る 2016年4月 学習院マネジメントスクール顧問  (重要な兼職の状況) 株式会社商人舎代表取締役社長 株式会社True Data取締役	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>  長年流通業界向けの出版事業に携わると共に、セミナーや研修を主催するなどの活動を通じて得られた豊富な経験と流通業界全般にわたる幅広い見識は、さらなる当社の経営体制強化に役立つものであると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。  なお、結城義晴氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>			
5	ひら た まさ し 平 田 雅 史 (1973年3月13日生)	1995年4月 豊田通商株式会社 入社 2014年4月 同社食料事業部食品流通グループリーダー 2016年4月 同社食品部食品事業グループリーダー 2018年4月 同社食料・生活産業企画部長 2020年3月 当社取締役 現在に至る 2020年4月 豊田通商株式会社食品事業部長 現在に至る 2020年4月 中部食糧株式会社取締役 現在に至る  (重要な兼職の状況) 豊田通商株式会社食品事業部長 中部食糧株式会社取締役	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>  食料事業に携わってきた豊富な経験及び専門的な見識に基づく当社の経営全般に対する的確な助言は、さらなる当社の経営体制強化に役立つものであると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。  なお、平田雅史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
6	かとう しげ はる 加藤 茂 治 (1970年1月9日生) 新任	1992年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 2010年4月 豊田通商株式会社食糧部麦グループリーダー 2013年4月 同社食料企画部長 2015年4月 豊田通商アジアパシフィック上級副社長 2019年6月 同社COO/Director 2020年4月 豊田通商株式会社穀物第二部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 豊田通商株式会社穀物第二部長	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 食料事業に携わってきた豊富な経験及び国際的な視点を有しており、これらを当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、新たに社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 結城義晴、平田雅史及び加藤茂治の3氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 平田雅史及び加藤茂治の両氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社の業務執行者を務めております。  
 4. 当社は、結城義晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 細貝正統及び細貝理栄の両氏が所有する当社株式数には、第一屋製パングループ役員持株会の自己持分数を含んでおります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役伊藤 弘氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任いただく監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
はやし けん たろう 林 健 太 郎 (1962年5月30日生)  新任	1986年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 2006年4月 豊田通商株式会社経理企画部連結企画グループリーダー 2007年4月 同社経理企画部企画グループリーダー 2009年5月 豊田通商アフリカ社（ダーバン） 2013年11月 豊田通商株式会社ERM部長 2018年11月 豊田通商アメリカ社（ニューヨーク）Senior Vice President & Treasurer & CFO 現在に至る  (重要な兼職の状況) 豊田通商アメリカ社（ニューヨーク）Senior Vice President & Treasurer & CFO	一株
<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 財務等の管理全般にわたる幅広い見識と経理部門における長年の経験を活かしていただくことにより、当社の監査体制をさらに強化できるものと判断し、新たに社外監査役候補者としました。		

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 林 健太郎氏は、社外監査役候補者であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役の法定員数を欠いた場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
谷垣 岳人 (1964年1月28日生)	1992年4月 弁護士登録・第二東京弁護士会入会 石井法律事務所入所 現在に至る 2000年6月 金融監督庁(現金融庁) 検査局専門検査官 2016年6月 太陽生命保険株式会社監査役 現在に至る 2019年6月 株式会社富山第一銀行取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 石井法律事務所パートナー弁護士 太陽生命保険株式会社監査役 株式会社富山第一銀行取締役	一株
<b>【補欠社外監査役候補者とした理由】</b> 弁護士としての専門的見地や豊富な経験を有し、経営の健全性確保への貢献を期待できると判断し、社外監査役候補者となりました。		

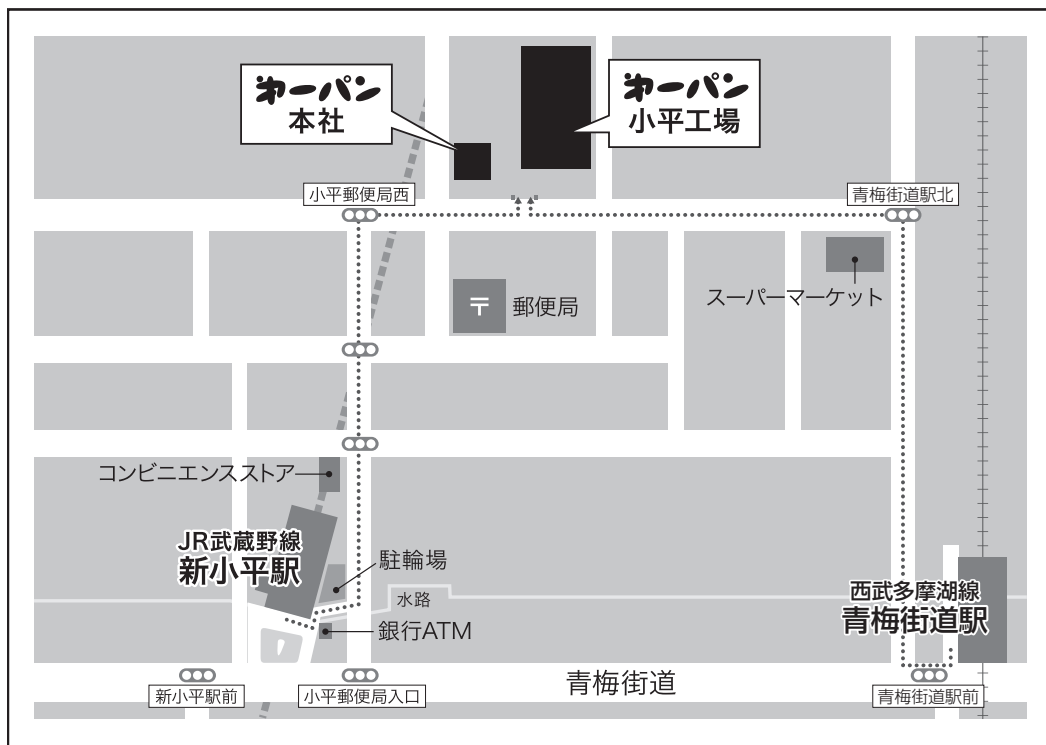
- (注) 1. 候補者がパートナーを務める石井法律事務所との間には、法律顧問契約に基づく取引があります。  
2. 谷垣岳人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 当社は、谷垣岳人氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 当社小平工場会議室

〒187-8611 東京都小平市小川東町三丁目6番1号  
電話 (042) 348-0211 (代表)



(JR武蔵野線〔新小平駅〕 徒歩約7分)  
(西武多摩湖線〔青梅街道駅〕 徒歩約10分)

(注) 会場の駐車場スペースが限られておりますので、  
お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、  
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。